日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険税条例(昭和43年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。 附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表(参考資料)

改正案

第2条 略

(課税額)

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び被保険者均等割額の合算額とす る。ただし、当該合算額が65万円を超える場 合においては、基礎課税額は、65万円とする
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額 は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定し た所得割額及び被保険者均等割額の合算とす る。ただし、当該合算額20万円を超える場合 においては、後期高齢者支援金等課税額は、 20万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康 保険税の納税義務者に対して課する国民健康 保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税 額からアに掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が65万円を超える場合には、 65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援 金等課税額からイに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が20万円を超える場 合には、20万円)及び同条第4項本文の介護 納付金課税額からウに掲げる額を減額して得

(課税額)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定した 所得割額及び被保険者均等割額の合算額とす る。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場 合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする

行

現

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算とする。ただし、当該合算額19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康 保険税の納税義務者に対して課する国民健康 保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税 額からアに掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が63万円を超える場合には、 63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援 金等課税額からイに掲げる額を減額して得た 額(当該減額して得た額が19万円を超える場 合には、19万円)及び同条第4項本文の介護 納付金課税額からウに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)~(3) 略

2 略

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得について同条 第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除 を受けた場合における第21条第1項の規定の 適用については、同項中「法第703条の5第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額」 とあるのは「法第703条の5第1項に規定する 総所得金額(所得税法第35条第3項に規定す る公的年金等に係る所得については、同条第 2項第1号の規定によって計算した金額から 15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるの は「125万円」とする。

た額(当該減額して得た額が17万円を超える 場合には、17万円)の合算額とする。

(1)~(3) 略

2 略

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得について同条 第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除 を受けた場合における第21条の規定の適用に ついては、同条中「法第703条の5第1項に規 定する総所得金額及び山林所得金額」とある のは「法第703条の5第1項に規定する総所得 金額(所得税法第35条第3項に規定する公的 年金等に係る所得については、同条第2項第 1号の規定によって計算した金額から15万円 を控除した金額によるものとする。) 及び山 林所得金額」と、「110万円」とあるのは「 125万円」とする。